

法	人	名	(福)わかば福祉会
監	査	実	施
年	月	日	令和6年12月6日(金) 午前9時10分 ~ 午後3時20分
監	査	員	氏
名			笠見・木天

ID	項目	根拠	指摘事項	指摘区分
1	その他	・社会福祉法第56条第4項 ・令和元年10月24日付改善勧告	令和元年10月24日付改善勧告の内容が改善されていない。勧告内容を履行するため、継続して努力すること。	文書
2	理事会	・社会福祉法第45条の16第3項 ・定款第17条第3項	・理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告することとなっているが、報告が行われていない。実際に開催された理事会において、必要な回数報告を行うこと。	文書